

平成25年11月5日

各位

敷島スターチ株式会社

お知らせ

当社は、平成24年1月31日に、異性化糖および水あめ又はぶどう糖の取引、同年5月15日にとうもろこしから製造されるでん粉又は化工でん粉の取引に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

その後、平成25年6月13日および同年7月11日に同委員会から、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

当社といたしましては、本命令を受けたことを厳粛に受け止め、信頼回復に向けた取り組み姿勢をより明確にするため、代表取締役社長と、常務取締役、担当役員は報酬の一部を返上することといたします。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、更なるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底を図って参ります。

株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜り、引き続きのご支援、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上